

ご存じですか？

加工食品の原料原産地表示

No.R3-10
(R4.1.28 発行)

「原料原産地表示」制度とは、国内で作られた加工食品に使用された原材料の原産地を商品に表示する制度のことです。

これまで一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、原則**全ての加工食品***に拡大されました。

令和4年3月末までが経過措置期間となっており、**令和4年4月1日以降に製造・加工される食品には必ず表示**されます。

※ 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、輸入品は対象外です。

表示の見方

○「**国別重量順表示**」が原則です。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合、多い順に国名を表示する方法

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 (アメリカ、国産、その他)、豚脂肪・・・

1番多い原材料の産地が表示されます。

原材料の産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は「その他」とまとめて表示されることもあります。



産地が

1か国の場合	豚肉 (アメリカ)
2か国の場合	豚肉 (アメリカ、国産)
3か国以上の場合	【全て表示する場合】
	豚肉 (アメリカ、国産、カナダ、デンマーク)
	【3か国目以降を「その他」と表示する場合】
	豚肉 (アメリカ、国産、その他)



新しい表示方法とその見方（国別重量順表示が難しい場合）

○「又は表示」

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ <u>アメリカ又は国産</u> ）、豚脂肪・・・

過去の使用実績では、「アメリカ」の方が「国産」より多く使用されていたことを示しています。

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

「又は表示」をした根拠が注意書きとして表示されます。

○「大括り表示」

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ <u>輸入</u> ）、豚脂肪・・・

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。

○「大括り表示」＋「又は表示」

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ <u>国産又は輸入（5%未満）</u> ）、豚脂肪・・・

※ 豚肉の産地順・割合は、令和〇年の使用実績順

過去の使用実績等の平均使用割合が5%未満の産地に表示され、この場合は「輸入」が5%未満という意味です。

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。過去の使用実績等では「国産」の方が「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

○「製造地表示」

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ <u>ベルギー製造</u> ）、小麦粉・・・

原材料が加工食品の場合、その製造地が「国内製造」、「〇〇（国名）製造」と表示されます。「〇〇製造」と表示されていた場合、作られた国を意味しており、産地とは必ずしも一致しません。

注意：チョコレートがベルギーで作られたことを意味しており、ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

事業者の方へ

旧制度での表示が認められる経過措置期間は間もなく終了しますので、新しい「加工食品の原料原産地制度」への対応は早めに行いましょう。

詳しくは

原料原産地



で検索